

## 第6回伊万里市農業委員会会議 議事録

1. 日 時 平成30年6月1日(金)

開会 午後3時00分

閉会 午後4時10分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 13名

4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	6	力武 正光	○	11	岸本 熊一	○
2	池田 良一	○	7	中島 徳雄	○	12	相良 安夫	○
3	福田 義晴	○	8	西山 哲	○	13	田代 三義	○
4	松尾 梨香	○	9	吉村 幸夫	○	14	山口 光壽	欠
5	江向 信夫	○	10	前田 節朗	○			

議事録署名者 7番 中島 徳雄

10番 前田 節朗

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
農地係	松 林 豊	農地係	犬 塚 貴 博

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第28号	農地法第5条の申請について	( 4件)
議案 第29号	農地法第4条の申請について	( 1件)
議案 第30号	農地法第3条の申請について	( 7件)
議案 第31号	農地法施行規則17条の適用について	( 1件)
議案 第32号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について (利用権設定 通年 23件) (農地中間管理事業 5件)	
議案 第33号	農用地利用配分計画の承認について	( 5件)
議案 第34号	平成30年度第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	(1, 209件)
議案 第35号	平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について	(1件)

8. 報告事項

報告 第10号	農地法第18条第6項通知の受理について	( 4件)
---------	---------------------	-------

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。 (挨拶)
議長	<p>それでは、ただいまより第6回農業委員会会議を開会します。 本日の会議は、14番 山口光壽委員が欠席です。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は、7番 中島委員、10番 前田委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、8つです。</p> <p>議案第28号 農地法第5条の申請について 議案では5件と記載しておりますが、議案1ページ24番について、平成30年5月31日付で取り下げの申請がありましたので、議案第28号 農地法第5条の申請は4件です。お手元の議案の修正をお願いします。</p> <p>議案第29号 農地法第4条の申請について 1件 議案第30号 農地法第3条の申請について 7件 議案第31号 農地法施行規則17条の適用について 1件 議案第32号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について 利用権設定 通年 23件 農地中間管理事業 5件 議案第33号 農用地利用配分計画の承認について 5件 議案第34号 平成30年度第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について 1, 209件 議案第35号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について 1件</p>

議長	<p>また、報告事項は、1つです。</p> <p>報告第10号 農地法第18条第6項通知の受理について 4件</p> <p>となっております。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第28号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第28号 農地法第5条の申請について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、21番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページになります。</p> <p>申請地は、大川内町平尾地区です。</p> <p>譲受人が、駐車場を建設するための申請です。</p> <p>許可を得ずに土地の一部を駐車場として利用していたことに対し、始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のオの(ア)のb、第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満である農地の区域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のオの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p>

事務局	<p>続きまして、議案の1ページ、22番になります。</p> <p>図面は、案内図が4ページ、字図が5ページ、土地利用計画図が6ページ、断面図が7ページから8ページ、平面図が9ページになります。</p> <p>申請地は、立花町渚地区です。</p> <p>譲受人が、精肉加工場建設をするための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、23番になります。</p> <p>図面は、案内図が10ページ、字図が11ページ、土地利用計画図が12ページ、平面図が13ページになります。</p> <p>申請地は、二里町東八谷搦地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p>
-----	---

事務局	<p>議案の1ページ、24番については、平成30年5月31日付で取り下げ申請が提出され、同日付で受理しております。</p> <p>議案の1ページ、25番になります。</p> <p>図面は、案内図が18ページ、字図が19ページ、土地利用計画図が20ページになります。</p> <p>申請地は、黒川町塩屋地区です。</p> <p>譲受人が、ガレージ及び建築作業用スペースを建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第28号 農地法第5条の申請は以上4件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条21番について、担当委員から説明をお願いします。</p>
5番委員	<p>譲渡人と譲受人は親子関係です。以前から駐車場として利用していたということで指摘を受けられまして、農業委員会に始末書を添付して申請をされました。</p> <p>私も確認を致しましたら、綺麗に砂利をひいて駐車場として利用されておりました。区長、生産組合長の印鑑等もございましたので、私も他に影響はないと思い捺印させていただきました。</p> <p>ご審議をお願いします。</p>

議長	<p>2 1 番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>続きまして、2 2 番について担当委員から説明をお願いします。</p>
9 番委員	<p>申請地において精肉加工工場の建設を予定されており、最初、不動産屋さんと設計事務所さんが、家に見えたのですが、その時は生産組合長と区長の判はありませんでした。私は両者の確認がなかったら、私からは判を押せませんという事で帰ってもらいました。後日、水路の件で、生産組合長と話をしましたが、なかなか納得されませんでした。また後日、公民館の方で寄り合いがありまして、私も顔を出して話を聞きましたが、そこで生産組合長も納得されました。その地区は、生産組合長が判を押さないと区長が判を押さないとされているみたいです。その後、生産組合長と区長の判を貰って、私の方に見えましたので、私も同意して押しました。</p> <p>ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>2 2 番について、御意見、御質問はございませんか。</p>
2 番委員	<p>精肉加工工場だけですか、他に何かされるのですか。</p>
9 番委員	<p>〇〇〇〇さんの関連会社で、販売所をこちらに持ってきてされるみたいです。</p>
議長	<p>他に御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>続きまして、2 3 番について担当委員から説明をお願いします。</p>
2 番委員	<p>この申請地は周りが住宅化しまっているなので、営農には問題ないと思います。区長、生産組合長の印鑑もありましたので、私も同意して印を押しました。</p> <p>ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>2 3 番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p>

議長	<p>続きまして、25番について担当委員の私から説明をいたします。</p>
1番委員	<p>申請者の家の隣の農地にガレージ兼作業所を作りたいという事で申請されています。先月の中旬に見えられまして、現地は畑であり、私もすぐに現地を確認させていただきました。</p> <p>他の営農には支障がないと思います。</p> <p>ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>25番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>＜なし＞</p> <p>無いようですので、議案第28号 農地法第5条の申請4件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第29号 農地法第4条の申請1件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第29号 農地法第4条の申請1件について御説明します。</p> <p>議案の2ページ、13番になります。</p> <p>図面は、案内図が21ページ、字図が22ページになります。</p> <p>申請地は、松浦町東分地区です。</p> <p>申請人が植林をするための申請です。</p> <p>なお、許可を得ずに植林していたことに対し、始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討した</p>



事務局	<p>が該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第29号 農地法第4条の申請は以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第4条13番について、担当委員から説明をお願いします。</p>
7番委員	<p>申請地は、道路から少し入った山手であり、周辺はすでに、植林されてスギの木に囲まれています。申請者は、植林をしてもいいだろうと思っていたということでした。</p> <p>しかし、申請が必要という事を知り、今回提出をされました。始末書を添付されております。</p> <p>周辺の農地には、支障がないと思いますので、押印しています。ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>13番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第29号 農地法第4条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第30号 農地法第3条の申請について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第30号 農地法第3条の申請について説明します。</p> <p>議案は3ページから4ページになります。</p> <p>申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p>

事務局	農地法第3条の申請についての説明は以上です。
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請について、議案3ページから4ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、お願いします。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、議案第30号 農地法第3条の申請7件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第31号 農地法施行規則17条の適用についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第31号 農地法施行規則の適用について説明します。議案5ページをご覧ください。また、参考資料としてお配りしています、平成30年度農地法第3条下限面積の検討資料もご覧ください。</p> <p>こちらの議案につきましては、農地の所有権移転をする際に必要とされる下限面積について、農地法では50aが下限面積となっておりますが、農業委員会で別段の面積を設定できるとなっており、この別段の面積を定めるか否かを検討する案件です。</p> <p>5ページ右側にある、「農地法施行規則第17条第1項及び第2項」に照らし合わせてご説明をしますが、今回は、第1項の検討とさせていただきます。第2項につきましては、研修会の際にご説明させていただきましたが、「空き家に付随する農地」に関連することから、改めて今年度中に検討します。</p> <p>今回、事務局から提案させていただきますが、別段の面積の設定につきましては議案5ページ左側の方針に掲げておりますとおり、現行の下限面積50aの変更は行わないと考えております。理由としましては、議案5ページ右側、農地法施行規則第1項第3号を読み上げますが、農業委員会が定めようとする別段の面積</p>

事務局	<p>は設定区域内において、その定めようとする面積未満の農地、または採草放牧地を耕作、または養畜の事業に供しているものの数が、当該設定区域内において農地、または採草放牧地を耕作、または養畜の事業に供しているものの総数の概ね100分の40、40%を下らないように算定されるものであることとなっております。</p> <p>参考資料を見ていただきますと、参考資料の右側、下限面積を40aで設定する場合には、10a以上40a未満の農家の割合は、32%となっております。100分の40、40%を下っていることから、現在、伊万里市の下限面積として別段の面積は設定できません。</p> <p>そのため、今回は下限面積の別段の面積は設定しないという方針を提案させていただきます。</p> <p>ご審議お願いします。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法施行規則17条の適用について、御意見、御質問がありましたら、お願いします。</p>
10番委員	<p>色々話をする中で、非農家さんや農地を多く持たない方から農地を求めたいという相談もありまして、しかし、取得後の農地が5反以上と決まっているので、そういった場合が困るわけですが。</p>
事務局	<p>伊万里市としては、新規就農で非農家の方が、これから農業を始めようとする場合は、まず、取得に関しては、5反要件があるため、5反未満の農地を取得したいという方に対しては、今のところ許可を出すことは出来ませんので、まず利用権設定等をしていただいて、経営地が徐々に増えていって5反を超えた段階で所有権移転をしていただくというのが、今、伊万里市で出来ることかと思えます。集約的な農業、ハウスだったりする場合は、下限面積の例外となっておりますので、そういう場合は5反なくても、農地の所有権移転は出来るようになっております。</p>

10 番委員	利用権の設定をすれば良いわけですね。
1 番委員	この時点で買うことは出来ないが、新規就農関係であれば、まず利用権設定で借りてもらい、経験を積まれてから、農地を広げられて取得されたらいいかなと思います。
事務局	これに関して、研修会でも言いましたが、参考資料1の右側の上に40aで設定する場合の表の32%のところは40%を超えれば、下限面積を40aで設定ができる。でもそうなれば、小さい農家が増えてるということになってしまいます。小さい農家が出来て、農業が成り立つかどうかの判断になりますので、仮に今の時点で、32%が45%になってでも、絶対40aに下限面積をしないとイケないということではありません。農業委員会の判断で50a以上しか取得はダメと決めることは出来ますので、そこは農業委員会での判断が必要となります。
2 番委員	40aも50aも、あんまり変わったことはないですが、例えば耕作放棄地が非農家の方のすぐそばにあつて、そこを自分が買ったら自分が耕作してもいいという方もいます。でも買えないので、借りてまで人のところは耕作は難しい。立派にしたところで返せと言われてたら何もならない。そういう話も聞いたことがあります。
事務局	その話は、私も何回か聞きましたが、今のルール上は難しいのかと。佐賀市の山手だけが、30a以上です。旧富士町より北の方だけです。空き家に付随する農地としては、他市町村では、下限面積が、1㎡以上とか100㎡以上とかいうのも出てきてますが、伊万里市では、単に農地を所有したいとなれば、今のところ難しいというのが実情です。大変申し訳ないですが、貸借でとしか今のところ言えないですね。
議長	他に御意見、御質問はございませんか。 <なし>

議長	<p>無いようですので、議案第31号 農地法施行規則第17条の適用については、承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第32号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について、利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第32号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年23件について、御説明します。議案の6～8ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が16名、貸付人が21名で、面積は、田が41,045㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を9～20ページに掲げております。農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定通年についての説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第32号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年23件について、御意見、御質問はございませんか。</p>
1番委員	<p>110番の利用目的で用水池とありますが、施設胡瓜を作るための水田として、ここをため池と言いますか水取り場にしているわけですか。</p>
事務局	<p>はい、そういう目的で借りられています。再設定という事で以前もその内容で貸借をされています。</p>
議長	<p>他に御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、議案第32号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年23件については、申出のとおり決定します。</p>

議長	続きますして、議案第32号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業5件について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第32号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業5件について御説明いたします。 議案は21ページになります。 農用地利用集積計画書を22～24ページに掲げております。佐賀県農業公社への利用権設定、貸付となっております、面積は田18,930㎡となっております。期間は5年と3年です。 農地中間管理事業については、以上5件です。
議長	議案第32号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業5件について、御意見、御質問はございませんか。
2番委員	利用権設定をしていて、期限が切れた時に農地中間管理事業を使ってもいいですか。
事務局	いいです。利用権を途中解除して、農地中管理事業を利用されてもいいです。ただ、農地中間管理事業は、利用権のように1ヶ月とかでは出来ないの、手続き上3ヶ月位の時間が必要なので、きちんとするとすると少し早めに手続きをお願いしたい。
2番委員	農業はしていて問題ないですよ。
事務局	問題ないです。ただ、契約期間がズレるだけです。
2番委員	契約期間がズレるのは、構わないが、協力金がもらえるなら、そちらを勧めた方がいいかと。
事務局	協力金は、再設定は含まれないです。利用権設定から期限が来て、農地中間管理事業にしたら、再設定になります。 権利上、全く新しい貸借でないと協力金の対象にはなってこないです。
議長	他に御意見、御質問はございませんか。

10 番委員	議案では、1 反当り 1, 0 0 0 円とありますが、公社の農地中間管理事業を利用してるから 1, 0 0 0 円しか貰えないという事ではないですよ。協力金は該当しているのですか。
事務局	この額は、お互いで決められた額であって、管理費として 1 反当り 1, 0 0 0 円というような額を付けられていました。協力金は、今回は 8 番、9 番、1 0 番、上 3 つが県の該当者であります。国の該当者は、今回はいらっしやいません。
5 番委員	大川の 1 1 番と 1 2 番の方は、住所地番が一緒ですが親子関係ですか。一人に出来なかったんですか。
事務局	あくまでも土地所有者名義人と公社との貸し借りということになってくるので、親子であっても一人ずつ公社との貸借を設定することになります。
5 番委員	一緒にまとめて、出来なかったわけですね。
事務局	それは、ちょっと出来ません。
議長	他に御意見、御質問はございませんか。
10 番委員	8 番と 9 番と 1 0 番、協力金が発生したという事ですけど、どのような理由で協力金が発生したのですか。
事務局	県の該当というのが、対象が田の場合は中山間、協定農用地になっている場所の貸借、畑であれば、そういう縛りはありません。その貸借であれば、農地中間管理事業を利用していただければ、協力金が 1 反当り 1 0, 0 0 0 円が出るようになっています。国につきましては、土地ではなくて、借り手が担い手という制限があります。借り手が担い手であり、借りる農地と今、経営してる農地が連たんをしている必要がある。それか、連たんしてる農地を 2 枚担い手が借りることによって、協力金が出るというような内容になっています。
10 番委員	今回の場合は、中山間地に該当しているということですか。

事務局	はい、そうです。ただ、新規というのが一番の条件ではあります。
10 番委員	はい、わかりました。
議長	他に御意見、御質問はございませんか。 <p style="text-align: center;">&lt;なし&gt;</p> 無いですので、議案第 3 2 号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業 5 件については、申出のとおり決定します。  続きまして、議案第 3 3 号 農用地利用配分計画の承認について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 3 3 号 農用地利用配分計画の承認について御説明いたします。  議案は 2 5 ページになります。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 2 項の規定による農用地利用配分計画の作成について、同法第 1 9 条第 3 項の規定により、伊万里市長から承認を求められたので、この案を提出することとなっております。先程、佐賀県農業公社へ利用権設定を行ったものを、借受者 3 名が借り受けることとなっております。詳細は、2 6 ページになります。  農用地利用配分計画の承認についての説明は以上です。
議長	議案第 3 3 号 農用地利用配分計画の承認について、御意見、御質問はございませんか。 <p style="text-align: center;">&lt;なし&gt;</p> 無いですので、議案第 3 3 号 農用地利用配分計画については承認を戴きました。



議長	<p>続きまして、議案第34号 平成30年度第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について1,209件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第34号 平成30年度第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について1,209件について説明をします。議案は別冊を御覧ください。</p> <p>第4回定例農業委員会のその他協議事項において、御連絡したとおり非農地の事前通知1,250件分を4月25日付で送付しています。連絡期限の5月23日までに所有者から事務局に農地に復元した等の連絡があったものを除いた1,209件を今回上程しております。</p> <p>また、非農地通知の様式2を皆様にお配りしておりますので、御確認下さい。また、今後の手続きについての説明文書を様式2の裏に載せております。</p> <p>議案第34号 平成30年度第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についての説明は以上です。</p> <p>もし場所等、気になるという方がいらっしゃいましたら、写真を準備をしておりますので、ご確認いただけます。</p>
議長	<p>議案第34号 平成30年度第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、議案第34号 平成30年度第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については承認を戴きました。今後、この1,209件の土地の所有者に対し非農地通知が送付されます。</p> <p>続きまして、議案第35号 平成29年度の目標及びその達成に</p>

議長	<p>向けた活動の点検・評価及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第35号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について御説明します。議案は27ページ～32ページになります。</p> <p>毎年、農業委員会事務の実施状況の公表を市HPで行うようになっております。そのため平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成しております。</p> <p>まずは、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価から説明いたします。これは、昨年6月に掲げた平成29年度目標達成に向けた活動計画に対しての点検・評価となりますので、各項目にあります、「現状及び課題」の数値は、計画時点に使用した平成29年4月の数値です。</p> <p>27ページの左です。</p> <p>I 農業委員会の状況(29年4月1日現在)につきましてです。</p> <p>1 農業の概要ですが、昨年の活動計画の数値であるため、ご確認をお願いいたします。</p> <p>2 農業委員会の現在の体制です。</p> <p>平成29年度は、旧制度に基づく農業委員会を平成29年7月19日までとし、新制度に基づく農業委員会を平成29年7月20日から平成32年7月19日までの3年間とし、14名の委員で構成されております。内訳は記載のとおりです。</p> <p>27ページの右です。</p> <p>II 担い手への農地の利用集積・集約化です。</p>

事務局	<p>1 現状及び課題は、昨年の活動計画の内容を記載しています。</p> <p>2 平成29年度の目標及び実績です。</p> <p>集積目標①は、1,093haとしておりましたが、集積実績②は1,058haであり、達成状況は96.8%となっております。また、うち新規実績は、16.8haとなっております。これまでの集積面積、もう一つ上の表にあります1,083ha、平成29年4月時点の数値ですが、この数字と、うち新規実績16.8haを足しますと、約1,999haとなり、集積目標①1,093haを達成していることとなりますが、近年、担い手である認定農業者さんは微増しているものの、メインで動かれていた認定農業者さんが、高齢化に伴い、認定農業者の更新をされない方が増えてきております。そのため、今回ここに挙げております、集積実績というものが、担い手への集積と限定されており、集積面積自体が減っている状況です。</p> <p>3 目標の達成に向けた活動 4 目標及び活動に対する評価の記載内容をご確認ください。</p> <p>続きまして28ページの左側です。</p> <p>Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。</p> <p>1 現状及び課題は、昨年の活動計画の数値です。</p> <p>2 平成29年度の目標及び実績です。</p> <p>参入目標①の2経営体に対して、参入実績②は3経営体となり目標は達成いたしました。ここで修正がございます。達成状況が100%となっておりますが、150%に修正をお願いします。</p> <p>また、参入目標面積③を1.0haに対して、参入実施面積④が37.1haと達成状況が3,710%増となっております。これは、3月にご説明をしましたが、新規就農法人が1件農地を取得したために計上しているものです。</p> <p>3 目標の達成に向けた活動 4 目標及び活動に対する評価</p>
-----	---

事務局	<p>は記載内容をご確認ください。</p> <p>28 ページの右です。</p> <p>IV 遊休農地に関する措置に関する評価です。</p> <p>1 現状及び課題は、昨年の活動計画の数値です。</p> <p>2 平成29年度の目標及び実績です。</p> <p>解消目標①を12haとしておりましたが、解消実績②は5.4haと達成状況は45.0%にとどまりました。</p> <p>3 2の目標達成に向けた活動ですが、この表の下半分、活動実績を記載しております。夏に農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんで行いました、利用状況調査いわゆる農地パトロールですが、そちらで確認した遊休農地が、119筆、12.4haの農地に対して利用意向調査を行っているものです。この利用意向調査に基づきまして、農地中間管理機構を利用するような指導しておりますが、なかなか難しい状況です。</p> <p>4 目標及び活動に対する評価は記載内容をご確認ください。</p> <p>29 ページの左側です。</p> <p>V 違反転用への適正な対応です。</p> <p>1 現状及び課題は、昨年の活動計画の数値です。</p> <p>2 平成29年度実績です。</p> <p>実績①は1.4haあり、農地転用において始末書案件となっております。</p> <p>3 活動計画・実績及び評価は記載内容をご確認ください。</p> <p>29 ページの右側です。</p> <p>VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検</p> <p>1 農地法第3条に基づく許可事務ですが、1年間の処理件数は122件、不許可はありません。平均処理期間は平均24日とな</p>
-----	---

事務局	<p>っております。</p> <p>2 農地転用に関する事務ですが、4条、5条合わせまして1年間の処理件数は66件、すべて許可案件となっております。平均処理期間21日で処理されております。</p> <p>30ページの左側です。</p> <p>3 農地所有適格法人からの報告への対応です。</p> <p>3月末時点で5法人が農業委員会で管理をしている次第であります。全て報告書等の提出がっておりますので処理は順調かと思えます。</p> <p>4 情報の提供等です。</p> <p>一番上、賃借料情報の調査・提供ですが、298件を調査しております。平均額等の賃借料情報は、事務局または市ホームページで公開しております。</p> <p>真ん中、農地の権利移動等の状況把握ですが、昨年度1年間農地の権利移動はあわせて1,349筆となっております。</p> <p>一番下の農地基本台帳の整備ですが、農業委員会で管理しているデータは、平成30年3月末時点で4,922haのデータ更新を行っております。</p> <p>30ページの右です。</p> <p>VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容については該当はありませんでした。</p> <p>VIII 事務の実施状況の公表等です。</p> <p>1 総会等の議事録につきましては、ホームページに公表しており、農業委員会事務局、本庁市民サービス係、市民図書館で閲覧可能となっております。</p> <p>2 農地利用等最適化推進施策の改善についての意見書の提出</p>
-----	---

事務局	<p>はありませんでした。</p> <p>3 活動計画の点検・評価の公表ですが今、私が読み上げているものですが、これを6月末までに市ホームページに掲載する予定です。</p> <p>以上が平成29年度の活動の点検・評価となっております。</p> <p>続きまして31ページをご覧ください。</p> <p>これにつきましては、平成30年度の目標及び達成に向けた活動計画となります。</p> <p>31ページの左です。</p> <p>I 農業委員会の状況（平成30年4月1日現在）です。</p> <p>1 農家・農地等の概要につきましては、1番上の表の農家戸数と農業者数（人）につきましては、2015農林業センサスの数値を使用しているため昨年と変更ありません。</p> <p>右の経営数（経営）については農業委員会調べとなっておりますが、数値につきましては市農業振興課より数値をいただいております。</p> <p>27ページの平成29年4月1日と比較しますと、認定農業者234経営体（前年度に比べ3経営体増）、基本構想水準到着者149経営体（前年度に比べ2経営体増）、認定新規就農者が8経営体（前年度に比べ1経営体増）、集落営農経営の集落営農組織が7経営体（増減なし）となっております。</p> <p>中段の表、農地面積等ですが、</p> <p>1段目耕地面積については、農林水産省の耕地及び作付面積統計による数値を掲げております。田が2,740ha、畑が853ha、計3,590ha（前年に比べ100ha減）となっております。</p> <p>2段目経営耕地面積は、2015農林業センサスに基づき記入を</p>
-----	--

事務局	<p>するようになっておりますので、昨年と変更ありません。</p> <p>3 段目遊休農地面積は、利用状況調査を行い把握している数値です。田が 22ha、畑 20ha、計 42ha（前年度に比べ 7ha 増）となっております。</p> <p>4 段目農地台帳面積は、農業委員会が管理しております農地台帳面積を用いています。田 2,959ha、畑 1,780ha、計 4,739ha（前年度に比べ 183ha 減）です。</p> <p>2 農業委員会の現在の体制につきましては、先程ご説明した通りです。</p> <p>31 ページの右です。</p> <p>II 担い手への農地の利用集積・集約化です。</p> <p>1 現状及び課題です。</p> <p>これまでの集積面積は 1,058ha、集積率は 29.4% です。課題としましては、やはり伊万里市は中山間地域の農地の集約が難しいと考えております。</p> <p>2 平成 30 年度の目標及び活動計画ですが、伊万里市農業委員会の指針を昨年策定させていただいております。それに基づき、平成 31 年度末の集積率を 32% としているため、平成 30 年度末の集積目標を 31% とし、そのため管内農地面積 3,590ha の 31% である 1,113ha を集積面積として掲げております。</p> <p>新規集積面積につきましては、これまでの集積面積との差、1,113ha から 1,062ha を引いて算出をしているところで</p> <p>す。</p> <p>活動計画としましては現在集積している面積を減少させないように、利用権期間満了の農地については、利用権の再設定や農地中山間管理事業への切り替えに取り組み、新規の集積・集約についても推進してまいります。</p>
-----	---

事務局	<p>Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進</p> <p>1 現状及び課題です。</p> <p>昨年度は3経営体、37.1haの農地取得となっております。課題としては、個人の新規就農者が少なく、それに伴う農地の確保もなかなか難しいものと考えております。</p> <p>2 平成30年度の目標及び活動計画については、伊万里市農業委員会の指針に基づき、毎年参入目標数2経営体・参入目標面積1.0haとしております。ここでいう参入目標面積につきましては、取得をあげておりますので貸借についてはカウントしておりません。</p> <p>また、活動計画の方ですが、先に述べましたが個人の新規就農者への農地の確保が必要ですので、県や関係機関と作る新規就農相談会において、情報提供等のバックアップ体制に努め、新規就農者の確保により一層取り組んでまいります。</p> <p>3 2ページの左側です。</p> <p>Ⅳ遊休農地に関する措置</p> <p>1 現状及び課題です。</p> <p>管内の農地面積（A）の3,632ha、これは、31ページの耕地面積と遊休農地面積の合計面積です。耕地面積3,590haと遊休農地面積の42haをあわせたものを、農地面積（A）としております。この農地面積（A）のうち、遊休農地面積（B）が42haありますので、割合の遊休農地率は1.2%となっています。</p> <p>課題としては、高齢化による労働力の不足と中山間による条件不利地の耕作放棄が増加しているものと考えております。</p> <p>2 平成30年度の目標及び活動計画ですが、遊休農地の解消面積につきましては、昨年度の実績であります、遊休農地の解消面積12haとしております。これは、平成29年度の活動の点</p>
-----	--



事務局	<p>検・評価の28ページ右の中ほどに記載しています、農地の利用意向調査の調査面積12.4haを解消していこうということであげている次第です。</p> <p>また農地の利用状況調査ですが、今年度も夏に実施いたします。調査時期につきましては、準備期間を含め4月～9月まで、調査結果取りまとめを10月～11月、利用意向調査を11月末から実施し、調査結果のとりまとめを1月～3月と考えております。</p> <p>V 違反転用への適正な対応</p> <p>1 現状及び課題です。</p> <p>違反転用を事前に把握しているものはありませんので、違反転用面積は0.0haとしています。</p> <p>課題としては、転用は、農地法の規制対象になると知らない方がまだいらっしゃいますので、周知を図っていかねばならないと思っております。</p> <p>2 平成30年度の活動計画としましては、農地パトロールや事務局が行います転用の確認の際に、違反転用を発見次第、その都度、届出を行うよう指導を行い、農地の無断転用や目的外使用については、届出が必要であると周知して参りたいと考えております。</p> <p>以上が平成30年度の活動計画です。</p> <p>平成29年度の活動の点検・評価及び平成30年度の活動計画ともに、この委員会で承諾を得て、県に報告し、6月中に市HPに掲載し、農政局へも報告をいたします。</p> <p>説明については、以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、議案第35号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、御意</p>

議長	<p>見、御質問がありましたら、お願いします。</p> <p>＜なし＞</p> <p>無いようですので、議案第35号については承認いたします。</p>
議長	<p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第10号 農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第10号 農地法第18条第6項通知の受理4件について御説明します。</p> <p>議案は33ページを御覧ください。</p> <p>17番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は、別の方に売買される予定で、今回3条を上程しています。</p> <p>18番から20番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は、別の方に貸借される予定で、今回、利用権を上程しています。</p> <p>報告第10号については以上4件です。</p>
議長	<p>報告第10号 農地法第18条第6項通知の受理4件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>＜なし＞</p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで、第6回の農業委員会会議を閉会します。</p>
	<p>&lt;&lt;&lt;議事終了&gt;&gt;&gt;</p>